富谷町明石台東地区開発に伴う「宅地開発負担金」に関する 調査報告書

平成 28 年 12 月 12 日

富谷市議会

富谷町明石台東地区開発に伴う「宅地開発負担金」に関する調査特別委員会 委員長 安住 稔幸

【目次】

Ι	特	別委員会設置にいたる経緯・・・・・・・・・・・・・・・・	1
П	特	別委員会の名称及び調査事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ш	調	査内容及び結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
IV	特	別委員会調査報告書の提出・・・・・・・・・・・・ 1	1
V	資	料・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
	1	富谷町明石台東地区開発に伴う「宅地開発負担金」に関する調査特別委員	
	2	若生英俊参考人(前町長)への質問について	
	3	富谷町明石台東地区開発に伴う「宅地開発負担金」に関する調査特別委員会	
		会議記録写し	

I 特別委員会設置にいたる経緯

前任期における平成27年第2回定例会で議決、設置された富谷町明石台東地区開発に伴う「宅地開発負担金」の減免に関する調査特別委員会において、事情聴取のため参考人として若生英俊前町長に出席を要請したが、欠席であったため調査不十分となった。平成27年8月12日の特別委員会の報告書で改選後においても引き続き調査が必要であるとし、継続調査が申し送られたことを受けて設置したものです。

Ⅱ 特別委員会の名称及び調査事項

- 1. 名 称:富谷町明石台東地区開発に伴う「宅地開発負担金」に関する調査特別 委員会(略称:宅地開発負担金に関する調査特別委員会)
- 2. 設置根拠:地方自治法第109条及び富谷市議会委員会条例第5条
- 3. 目 的:明石台東地区開発に伴う「宅地開発負担金」に関する調査
- 4. 調査項目:①明石台東地区開発に伴い、開発指導要綱に基づく負担金決定の経緯 に関する調査
 - ②その他開発負担金に関する調査
- 5. 委員定数:18人(議長及び当該者を除く全議員)
- 6. 調査期間: 当該調査終了まで閉会中も調査することができる
- 7. 申し送り事項
 - ア. 開発指導要綱の果たす役割に関する町当局の認識について
 - イ. 開発負担金免除の決定に際して町当局としての総意は反映されたか
 - ウ. 開発負担金免除の目的は何だったのか、その目的は達成されたのか
 - エ. 今後の開発に際して行政としての公平性担保や信頼回復をどのように進めるか。

- オ. 損害賠償等法的措置も含めた今後の対応についてどのように考えるか
- カ. 三つの重要文書がなぜ紛失したのか究明するとともに、責任の所在を明らかに することが必要と考える

Ⅲ 調査内容及び結果

1. 調査日時

回数	調査日	調査内容
第1回	平成 27 年 11 月 13 日 (金) 11:10~11:23	今後の調査の進め方について
第2回	平成 27 年 12 月 7 日 (月) 13:35~15:39	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する回答に至った経緯について参考人 若生 英俊 前町長説明員 石川 康一 上下水道課長
第3回	平成 28 年 1月 29 日(金) 13:15~14:15	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について
第4回	平成 28 年 3 月 14 日 (月) 14:53~15:50	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について
第 5 回	平成 28 年 4 月 26 日(火) 11:31~15:14	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について 説明員 荒谷 敏 教育次長 " 小野 一郎 保健福祉部長 " 奥山 育男 建設部長 " 高田 浩幸 産業振興課課長補佐
第6回	平成 28 年 5 月 13 日 (金) 11:07~14:43	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について 参考人 若生 英俊 前町長
第7回	平成 28 年 5 月 27 日 (金) 10:36~11:29	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について
第8回	平成 28 年 6 月 9 日 (木) 11:13~11:32	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について
第9回	平成 28 年 6 月 21 日(火) 14:35~16:52	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について 参考人 若生 英俊 前町長
第 10 回	平成 28 年 7月 19 日 (火) 15:20~16:21	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について

第 11 回	平成 28 年 8 月 2 日 (火) 11:15~12:12	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について
第 12 回	平成 28 年 8月 9日 (火) 14:00~15:12	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について
第 13 回	平成 28 年 9 月 7 日 (水) 11:10~11:53	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について
第 14 回	平成 28 年 11 月 11 日 (金) 9:58~11:02	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について
第 15 回	平成 28 年 11 月 22 日(火) 10:00~12:02	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について
第16回	平成 28 年 11 月 28 日 (月) 10:00~13:21	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について
第17回	平成 28 年 12 月 5 日(月) 14:08~15:00	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について
第 18 回	平成 28 年 12 月 8 日(木) 15:25~15:36	富谷町明石台東地区の開発支援要望に対する 回答に至った経緯について

	調査日			調査	内容
正副委	平成 28 年 7月 12 日 (火)	明石台東地	地区開	発事業	体からの水資源負担金
員長聴	$13:22\sim 14:13$	減免要請の	の有無に	こついて	
き取り		説明員	荒谷	敏	教育次長
調査		"	小野	一郎	保健福祉部長
		"	高田	浩幸	産業振興課課長補佐

2. 調査内容:関係者からの聴取及び協議

【申し送り事項における調査報告】

ア. 開発指導要綱の果たす役割に関する市当局の認識について

【平成27年10月7日第3回定例会の若生英俊議員の一般質問への若生裕俊町長の答弁】

若生裕俊町長答弁:

「町がさまざまな施設を整備するために開発指導要綱の果たした役割は大変大きく、指導要綱に基づく開発負担金があることによって本町では都市計画税を課すことがなかったと認識している。また、本町は今後も人口が増加すると推計されている数少ない町であり、今後も多くの開発が行われると考えられます。新たな開発区域の中に良好な公共公益施設を整備することは、新たな住民や企業にとって重要であるとともに開発にとってもメリットが大きいと考えられますので、今後も開発者にご協力をいただき開発指導要綱を遵守していきたいと考えています。」と答弁している。

◎調査結果:

開発指導要綱をもって市が大規模開発に対応してきたことは財政的にも、諸施策においても、秩序あるまちづくりに貢献してきたと言え、開発指導要綱の果たす役割は大きいと認識している。過去において、開発指導要綱に則した大規模開発によって現在の富谷市街地が形成され、本年10月10日念願の富谷市制施行が実現したことは紛れもない事実である。

しかし、若生英俊参考人が「実質法的拘束力を持たない」などと不備であるかのような認識をしているのであれば、何らかの方策をとるべきであった。町長在任中に何もしなかったことは、当時市制移行を目指し更なる開発行為を推し進める自治体の最高責任者としての責任の軽薄さ、自覚の欠如を思うところである。そして、今後の開発案件に対する影響についての質問に対し、若生英俊参考人は「現に開発指導要綱があり、今後の開発案件に対する影響はないと考えます。」と回答していることは全く矛盾していると言わざるを得ず言動を疑うものである。

イ. 開発負担金免除の決定に際して町当局としての総意は反映されたか

◎調査結果:

説明員4人(関係職員)からの聴取によれば、職員は協議をしたがその協議の場で開発負担金の金額が決定されたとの認識はなく、平成27年7月6日に行われた説明員への聴取においても職員が決定の場に立ち会っていない(趣旨)と述べている。

若生英俊参考人からは、「職員が、決定という言葉は無かったと言えば、そのとおりでしょう。私は決断として、町長としての立場として、全てを受け入れるべく決断をした」と発言しており関係職員と協議をしている場で決定されたものではなく、また「私自身これは対外的に問題なしということでの判断をしながら最終的には決断をした。これは全然ぶれておりません。」と発言している。

また、説明員(当時の担当部長)は開発事業体からの開発支援の要望書に対し、「町長から150,000,000円で、要望書に対する回答書を持ってこいと指示された」と発言している。

負担金の金額の決定においては総意はなく、若生英俊参考人が独断で決定したものと 考える。

水資源負担金は条例で定められており、当然全額納入されるものである。開発事業体からの要望書には「富谷町の指導に準ずる」とし、全額納入を予定しており減額要請はなかった。

若生英俊参考人は聴取において、開発事業体から口頭で減免要請があったと発言をしているがそれを示す文書や記録もない。事業体から 150,000,000 円にしてほしいとの要請を聞いた説明員もいなかった。水資源負担金の金額は事業体からの要請の中で示されたものではなく、若生英俊参考人が 150,000,000 円と独断で決定したものである。

市は、下水道施設整備負担金 210, 494, 000 円、ごみ施設整備負担金 77, 916, 000 円の 全額免除と水資源負担金 4, 744, 800 円を減免し、約 3 億円を免除、減免した。

これまでの開発行為において、開発負担金は全額納入されており、特に、減免を要望されていない水資源負担金について、減免は過分な行き過ぎた負担軽減行為であると断ずる。

口頭で要望があったとしているが、説明員(関係職員)は協議文書がないことは不適 切な処理と言わざるを得ないと発言している。

富谷市行政手続条例の第1条に、「行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意

思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上 を図り 」とある。

文書によらず口頭でのやり取りは事業の執行において、市民に明確な説明ができない。 行政運営における公正の確保と透明性を著しく阻害するもので、行政運営の最高責任者 として厳に戒むべき行為であり看過できない。このことだけをもってしても、断じて許 されるものではない。

開発負担金の金額の決定においては総意はなく、若生英俊参考人が独断で決定したものと考える。

ウ. 開発負担金免除の目的は何だったのか、その目的は達成されたのか

◎調査結果:

若生英俊参考人は、5万人都市を目指してのものと認識をしていた。担当者において も同じく認識をしていたと思われる。しかし、これによってどの程度効果があったかは 評価する方法が無い。

エ. 今後の開発に際して行政としての公平性担保や信頼回復をどのように進めるのか

◎調査結果:

従来から開発指導要綱に基づき開発事業体等から開発負担金は納入されていたが、明石台東地区開発においては約3億円を免除、減免した。これは、最終的には市民への負担となったと考えるべきであり、明石台東地区の開発負担金の免除、減免は著しく公平、公正さを欠いたものである。特に、行政は施策の執行にあたり、公平、公正を強く求められるものである。

今後も富谷市は企業誘致等を進めていくが、この開発負担金免除で開発案件に影響が 出ることは予想され、ひいては住民サービスにまで影響が及びかねないことであり、市 発展のマイナス要因になるのではと懸念される。市当局は今後どのように進めるか。大 きな課題である。

オ. 損害賠償等法的措置も含めた今後の対応についてどのように考えるか

◎調査結果:

法的に問題は無いか、宮城県町村会の顧問弁護士に意見を求めた。

- ・ごみ施設整備負担金、下水道施設整備負担金については法的に支払う義務なし。
- ・水資源負担金の軽減については、条例上、全額納付すべきで合理的な理由なく軽減すれば町長裁量を越えることとなり問題となる。軽減根拠の「別に定める」ものがない場合は問題となるが、総合的な判断が必要である。
- ・最終判断の不透明さ、文書の管理等については道義的責任の余地はあるが、総合的な判断が必要である。

カ.三つの重要文書がなぜ紛失したのか究明するとともに、責任の所在を明らかにする ことが必要と考える

◎調査結果:

平成22年1月22日付及び平成23年1月20日付で事業体から提出された「明石台東地区開発に関する要望書」と、平成23年6月6日付の町長名による回答書の原本が紛失している。また、今回の調査において、水資源負担金の4,744,800円減免決定に係わる協議文書もないことが明らかになった。

書類の紛失、会議録作成の不備によって開発負担金の協議、決定への経過を明らかに することができなかった。このことは、市当局の管理体制、事務執行姿勢が問われるこ とである。

担当部署の責任であるが、若生英俊参考人への聴取で文書の紛失について今どのように思うかと質したところ、「責任なしと申しあげません。」と発言しており、また、「非常に残念、遺憾である。」とも発言しているが明確な謝罪はない。若生英俊参考人は、当時、町長として最高責任者であった時のことであり、重大な責任がある。自覚に欠けていると思わざるを得ない。

※申し送り事項以外について

前任期における特別委員会の若生英俊前町長への参考人出席要請に対し、提出された

出席しかねるとした文書に、「この調査の正当性は著しく欠落している」「これまで議員 全員が何ら異議を述べない案件」とある。

当時、執行部から議会に対し一切説明が無く、議員は知る由もない状況であったが、 若生英俊参考人に、今どのように思うかと質したところ、「当時、欠席理由はそのよう にしましたが、今は思っていません。議員に説明が無かったわけで、必要な説明はすべ きだったと思います。あのような表現になりましたが、お詫び申し上げたいと思います」 述べている。

また、開発負担金の軽減によって今後の開発におよぼす影響は大きいものであり、議会、市民への説明はあって然るべきものである。これについても若生英俊参考人に質したところ、「説明に対して、大事なものを欠落してしまったという認識を今、持っている」と述べ、議会、町民への説明は「やぶさかでない」「議会の意思に従います」とも発言している。

以下、若生英俊前町長への参考人としての出席要請に対しての返答書(欠席理由書)

平成 27 年 7 月 14 日

富谷町議会議長 浅野 幹雄 殿

若生 英俊 印

謹啓 猛暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「平成27年7月8日付富議第282号及び第283号」により、参考人として特別委員会への出席を求められましたが、私は出席致しかねます。

今回の出席要請は、富谷町議会委員会条例集 25 条の 2 第 2 項に基づくものでありますが、出席できない理由は以下に記載したとおりであります。

なお、私が欠席する理由に関し不当な憶測がなされることを避けるため、送付いただい た文書とあわせて、この回答文をインターネットにて公開いたします。

宅地開発負担金等に関する調査特別委員会については、平成27年7月8日付の河北新報で報じられているとおり、富谷町民オンブズマンから差止を求める住民監査請求が提起されている状況にあります。

住民監査請求でも触れられているとおり、開発負担金は開発指導要綱に基づく任意の寄 附であることを前提にすれば、この調査の正当性は著しく欠落し、町長職を辞した現在の 立場で申し上げることはありません。

同じく、東日本大震災に係る災害見舞金等につきましても同様の理由により、出席致し

かねます。

負担金及び災害見舞金の事務につきましては、公明正大に執行したものであり、何ら不 正不当の指摘を受けるべき点がないこと申し添えます。どうしても調査が必要であるなら ば、政治的中立な立場の第三者による検証の場を希望します。

そもそも、明石台東の市街化編入に伴う開発負担金に関する委員会設置は、8月の富谷町議会議員選挙を控えた今、これまで議員全員が何ら異議を述べない案件に関し、前町長が富谷町議会議員選挙に立候補することを妨害するための政治的な意図に基づくものであるという、富谷町民オンブズマンの主張は正鵠を得ています。

また、この4年間行われてきた過去の調査特別委員会の議事録を仔細に読めば、あたかもこれまでの調査特別委員会が「人権をないがしろにした証人喚問」の如く運用され、参考人が不当に追求され、不本意な発言を強要されることに深く憂慮しております。

結びに、議員各位におかれましては、町民のために真に必要な事柄のみに公金が充てられるよう強く切望いたします。

◎調査結果報告:

結論は、開発負担金決定に至った経緯は未だ不明ではあるが、総意を得た中での決定ではなく、前町長であった若生英俊参考人が独断で決定したものと考える。不当な行為と言わざるを得ない。

水資源負担金は、条例で定めており義務である。水資源負担金の一部減免は公益上の 理由から減免適用はできるとしているが、事業体からの減免要望もない中での減免は、 過分な行き過ぎた負担軽減行為であると断ずる。正規の手続きを経て決定されたもので はないことは明白であり、市当局の厳正なる対処が望まれる。

また、文書の紛失、会議録の不備が開発負担金決定の経緯の解明に至らなかった理由の一つでもある。参考人や説明員への聴取が数度に及び多くの時間を要すこととなったことは、当時の最高責任者として若生英俊参考人は真摯に受け止めるべきである。

そして、議会への説明不足、会議録の不備は行政運営の透明性が著しく阻害されていることであり、このことは市民の知る権利をないがしろにするものである。

若生英俊参考人は、開発負担金は実質法的拘束力を持たないとしているが、過去において開発指導要綱に則した大規模開発によって、現在の富谷市街地が形成され、そして、本年10月10日念願の富谷市制施行が実現したことは紛れもない事実である。開発指導要綱をもって町が大規模開発に対応してきたことは、財政的にも、諸施策においても

秩序あるまちづくりに貢献してきたと言える。

明石台東地区開発に伴う開発負担金の免除、減免は、今後の開発行為に多大なる影響を及ぼしていることは間違いなく、また、約3億円は最終的には全市民が負担したこととなると考えられ、行政サービスの低下をもたらしているとも考えられる。

そもそも開発負担金を減額するにあたり、その時に議会に説明をするべきであった。 開発負担金免除はその後のまちづくりや財政等に多大な影響が予想され、また、免除、 減免額も約3億円と大変大きなもので、説明をしなかったことは到底、理解、納得でき るものではない。説明を行っていれば全庁にわたっての共有や市民への説明もでき、調 査特別委員会は設置されることはなかったのではないか。また、行政への市民の不信感 もなかったのではないかと考える。

開発負担金の免除、減免は新聞にも掲載され、議会報告会や議会への手紙等で市民から意見も寄せられるなど多くの市民の最大関心事である。

若生英俊参考人は前述のとおり、「お詫び申し上げたい。議会、町民への説明はやぶさかでない。議会の意思に従います」と発言し、「説明の機会があれば、何らやぶさかではありません。」との回答は余りにも受け身で、当時の行政執行の最高責任者として真に市民に対しての説明責任を果たさなければならない、との強い意志が感じられない。

開発負担金免除、減免は、不適切な手続きによって決定されたことは明らかであり、 若生英俊参考人は説明並びに謝罪を、自ら、市民に向かって行い真摯に説明責任を果た すべきである。また、議会に対しても改めて説明と謝罪を行うべきである。

【付帯事項】

開発負担金の免除、減免は、前町長であった若生英俊参考人の独断で決定したものである。市当局は、条例に定められている水資源負担金の減免された 4,744,800 円に対して然るべき対処を取っていただきたい。

そして、文書の紛失、協議における会議録の不備、正式な処理規定を無視した事務手続行為はあってはならぬことである。再び、このようなことが起こらぬよう市当局に厳正なる対処と是正を求め、若生裕俊現市長の下、コンプライアンスの強化と再発防止への体制を取っていただきたい。

また、当調査特別委員会は、前町長である若生英俊議員に議会において、改めて説明 と謝罪を求めるものである。今後開催される議会において、若生英俊議員に説明、謝罪 を求めるよう浅野幹雄議長に要請する。

IV 特別委員会調査報告書の提出

富谷町明石台東地区開発に伴う「宅地開発負担金」に関する調査特別委員会は、所定の調査を経て、ここに終了することとなったので、富谷市議会会議規則第 110 条の規定により、平成 28 年 12 月 13 日、議長あて報告書を提出するものである。

V 資料

1 富谷町明石台東地区開発に伴う「宅地開発負担金」に関する調査特別委員

職	名	氏 名
委員	長	安住 稔幸
副委員	長	山路 清一
委	員	金子 透
委	員	青柳 信義
委	員	浅野 武志
委	員	畑山 和晴
委	員	齊藤 秀行
委	員	藤原 峻
委	員	佐藤 聖子
委	員	西田嘉博
委	員	長谷川 る美
委	員	佐藤 克彦
委	員	浅野 直子
委	員	髙橋 正俊
委	員	菅原 福治
委	員	出川 博一
委	員	相澤 榮
委	員	渡邊 俊一

- 2 若生英俊参考人(前町長)への質問について 【別紙のとおり】
- 3 富谷町明石台東地区開発に伴う「宅地開発負担金」に関する調査特別委員会会議記録 写し 【別紙のとおり(第1回~第18回開催分)】